

徳島県規則第七十九号

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成十八年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、「」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、「認定（）」の下に「次項第六号並びに第十条第二項及び第三項を除き、」を加え、同条第二項第六号中「認定を受けよう」を「前項の認定を受けよう」に、「第十三条の三第八項第二号口及び第二十一条の十九第九項第二号口」を「第十三条の三第九項第二号口及び第二十一条の十九第十項第二号口」に改め、同条第四項の表中「がけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十五号八又は第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八又は第六十二条の三第四項第十四号八」に、「第三十一条の二第二項第十五号又は第六十二条の三第四項第十五号」を「第三十一条の二第二項第十四号又は第六十二条の三第四項第十四号」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。